

令和8年度 八雲町教育・保育給付第3号認定利用者負担金基準額表

◇八雲町教育・保育給付第3号認定利用者負担金について、下記基準額表により決定しています。

※子どもの年齢計算については、年度初日の前日を基準日として行い、年度中は変更せず計算します。

●4月分～8月分保育料 ⇒ 前年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

●9月分～翌3月分保育料 ⇒ 当該年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

※父母の市町村民税所得割課税額の合計が当てはまる階層が、保育料となります。

※国の定める基準額を上限に、各市区町村でそれぞれ階層・保育料を決定します。

◇下記①～③について、八雲町独自の子育て支援策として保育料減額措置を実施しています。

①国と同一の階層表を使用し、国基準額より30%軽減した保育料とする。

②同居祖父母等の市町村民税所得割課税額は計上しない。

③令和6年4月1日より、年度途中で3歳に到達した子どもに係る保育料について、**3歳到達日（誕生日の前日）の翌月分から副食費と同等の額まで減額**する。

（ ）は第2子目の月額

階層区分 (推定年収)	定義	利用者負担金 (月額)						
		ひとり親・障がい児(者)世帯		左記以外の世帯		全世帯		
		0～2歳児		0～2歳児		3歳到達日の翌月以降		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯等 ^{※1}	0円	0円	0円	0円	0円		
第2階層 (～260万円)	市町村民税 非課税	0円	0円	0円	0円			
第3階層 (～330万円)	所得割課税額 48,600円未満	6,300円 (0円 ^{※2})	6,300円 (0円 ^{※2})	13,600円	13,500円			5,100円 上記八雲町独自の 子育て支援策③参照
第4階層の一部 (～360万円)	所得割課税額 57,700円未満			(0円 ^{※3})	(0円 ^{※3})			
第4階層の一部 ^{※2} (～360万円)	所得割課税額 77,101円未満	21,000円 (0円 ^{※3})	20,700円 (0円 ^{※3})	21,000円 (0円 ^{※3})	20,700円 (0円 ^{※3})			
第4階層 (～470万円)	所得割課税額 97,000円未満							
第5階層 (～640万円)	所得割課税額 169,000円未満	31,100円 (0円 ^{※3})	30,700円 (0円 ^{※3})	31,100円 (0円 ^{※3})	30,700円 (0円 ^{※3})			
第6階層 (～930万円)	所得割課税額 301,000円未満	42,700円 (※4)	42,000円 (※4)	42,700円 (※4)	42,000円 (※4)			
第7階層 (～1,130万円)	所得割課税額 397,000円未満	56,000円 (※4)	55,100円 (※4)	56,000円 (※4)	55,100円 (※4)			
第8階層 (1,130万円～)	所得割課税額 397,000円以上	72,800円 (※4)	71,600円 (※4)	72,800円 (※4)	71,600円 (※4)			

※1 生活保護世帯、その他特に困窮していると町長が認めた世帯。

※2 ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯のみ対象。

※3 第5階層以下については、北海道多子軽減により第2子以降の保育料は0円となります。

※4 第2子以降の数え方及び金額については別紙「八雲町教育・保育給付第3号認定利用者負担金について」をご参照ください。

◎0～2歳児については、保育料に給食費が含まれています。

お問い合わせ先 八雲町住民生活課児童係 ☎ 0137-62-2112

令和8年4月1日現在